手続きの流れ

伐採を計画
※届出を必要としない場合があります。

↓

その森林は保安林ですか？
※保安林の確認は福岡県八幡農林事務所
にお問い合わせください。

→ はい：**保安林の伐採許可等の手続きが必要です。**（森林法第34条）
詳しくは下記にお問い合わせください。
届出先：福岡県八幡農林事務所

↓ いいえ

地域森林計画の対象民有林ですか？
※対象森林は、
ふくおか森林オープンデータ
で確認できます。

→ いいえ：**森林法に基づく届出は必要ありません。**
ただし、都市計画法など森林法以外の法令に基づく届出等が必要な場合があります。
関係法令に従ってください。

↓ はい

伐採後は、
林地にしますか？
開発地にしますか？

→ 開発地：太陽光発電設備の設置を目的とし**ない**
土地の形質の**変更面積**は、
どれに該当しますか？

- 1.0haをこえる → **林地開発許可申請が必要です。**（森林法第10条の2）
申請先：福岡県農山漁村振興課
- 0.6ha以上 1.0ha以下 → **林地開発事前協議を行ってください。**
協議先：福岡県農山漁村振興課
伐採造林届出書の提出が必要です。
届出先：北九州市農林課
- 0ha～ 0.6ha未満 → ↓

→ 太陽光発電設備の設置を目的とす**る**
土地の形質の**変更面積**は、
どれに該当しますか？

- 0.5haをこえる → **林地開発許可申請が必要です。**（森林法第10条の2）
申請先：福岡県農山漁村振興課
- 0.3ha以上 0.5ha以下 → **林地開発事前協議を行ってください。**
協議先：福岡県農山漁村振興課
伐採造林届出書の提出が必要です。
届出先：北九州市農林課
- 0ha～ 0.3ha未満 → ↓

手続きの流れの中で、
黄色セルに行きついた場合は、申請や届出等が必要です。
黄色セルのうち、赤枠の場合は、北九州市農林課へ届け出てください。

↓ 林地

下記の届出が必要です。（森林法第10条の8）

①伐採及び伐採後の造林の届出：伐採を始める90日から30に前まで
②伐採に係る森林の状況報告：伐採の完了日から30日以内
③伐採後の造林に係る状況報告：造林の完了日から30日以内

届出先：北九州市農林課

↓ 開発地

下記の届出が必要です。（森林法第10条の8）

①伐採及び伐採後の造林の届出：伐採を始める90日から30に前まで
②伐採に係る森林の状況報告：伐採の完了日から30日以内

届出先：北九州市農林課

届出の内容が北九州市森林整備計画に適合しているか審査します。